

第54号議案

府中市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月8日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市立公園条例の一部を改正する条例

府中市立公園条例（平成14年3月府中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（運動施設に関する制限）

第7条の3 令第8条第1項の条例で定める一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50（第2条の4第1項第4号に規定する都市公園のうち、規則で定めるものにあつては、100分の75）とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。